

市民活動団体の支援を行っています

◆平成25年度企画提案型協働事業の公開審査会

市では、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため「企画提案型協働事業」を実施しています。このたび、市民活動団体から企画提案いただいた事業の公開審査会(第2次審査)を開催します。

◆市民活動総合補償制度

市では、みなさんが安心して活動できるように、市民活動団体や自治会による地域社会活動、ボランティア活動、まちづくり活動などの公益活動中に発生した事故を広く救済するため「市民活動総合補償制度」により、市民活動の促進を図っています。

市では現在、60を数えるさまざまな協働事業を実施。そのなかでもこの企画提案型協働事業は、市民活動団体などの専門性や創造性などの特性が活かされる事業です。市との協働を目指す団体の、洗練された企画提案をぜひご覧ください。

※自然災害や危険を伴うことがあらかじめ分かっている活動での事故などは、対象外となります。事故の対象範囲は、事業実施前に市民活動推進課までご確認ください。

開催日時：8月21日(水)午後2時～5時  
開催場所：文化ホール(大森) 20人(当日先着順)  
お問い合わせ：市民活動推進課市民活動支援班 (☎内線345・FAX simink atudou@city.inzai.lg.jp)

市民活動団体向け税務・広報・リスク管理講座

市民活動で、税務や広報、リスク管理などでお困りのことはありませんか。市民活動支援センターでは、市民活動に役立つ講座を先進地域から誘致しました。事業力向上を目的に、団体運営をする上で必要不可欠なテーマで実施します。この機会にぜひご参加ください。

●市民活動団体向け税務・広報・リスク管理講座一覧●

Table with 5 columns: 日時, 内容, 講師, 定員, 費用. It lists three seminars: 1. 8/23 (金) 午後1時30分～4時30分 市民活動の税務講座 (加藤達郎氏), 2. 8/27 (火) 午後1時30分～4時30分 facebook&ブログ活用講座 (山田泰久氏), 3. 8/30 (金) 午後1時30分～4時30分 NPO運営のリスクに備えるチカラをつける! (石井敏則氏).

●事故発生時の対応：市民活動中に事故が発生した場合には、必ず事故発生日から14日以内に左記までご連絡ください。同時に「事故報告書」を提出してください。  
※事前の登録や保険料の個別負担などはありません。  
市民活動推進課市民活動支援班。

●賠償責任保険の補償内容●

Table with 2 columns: 区分, 限度額. It lists: 身体賠償 (1人6,000万円, 1事故3億円), 財物賠償 (1事故300万円), 保管物賠償 (1事故300万円).

●賠償責任保険 団体の指導者による管理監督などの過失により、参加者や第三者が活動中に負傷した場合のほか、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合(左表参照)。

●傷害保険の補償内容●

Table with 2 columns: 区分, 限度額. It lists: 死亡 (1人300万円), 後遺障害 (1人9万円～300万円), 入院 (1日3,000円), 通院 (1日2,000円).

※入院・通院保険金は、事故日から合算して180日を限度。

8月は耕作放棄地解消強化月間

耕作放棄地を解消しよう

耕作放棄地の発生は、食料自給率の向上を阻害するばかりでなく、雑草の繁茂などにより病害虫の発生源や有害鳥獣のすみかになるなど、地域環境に悪影響を与えていることから、耕作放棄地対策は極めて重要な課題です。

県では8月を「耕作放棄地解消月間」とし、耕作放棄地の解消に向け、関係機関と連携し、重点的に啓発活動を展開しています。

市では「印西市遊休農地再生対策協議会」と連携し、耕作放棄地の再生利用を促進するため「耕作放棄地再生利用緊急対策」に取り組んでいます。

●耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 引き受け手(農業者など)が行う耕作放棄地の再生や土づくりなどの取り組みを支援します。

●主な交付金の種類と支援額：次のとおり。  
①再生利用活動に対する助成  
②施設等補完整備に関する助成

●再生作業(障害物除去十土づくり) 定額支援：10アール当たり75,000円。  
●施設等補完整備に関する助成 小規模基盤整備



▲耕作放棄地を放置すると周囲の環境悪化にも

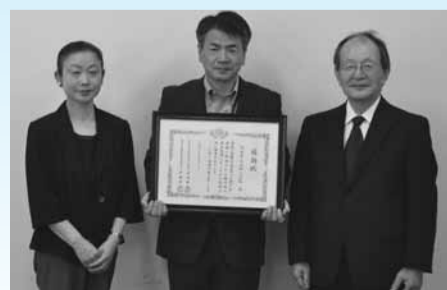
小規模土地改良事業に市から補助金

市では、農業生産基盤の整備の拡充・農業生産の向上を図るため、個人などが行う小規模な土地改良事業に対して、補助金を交付します。

●農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条により指定された区域にある農地で、個人が実施する受益面積10アール以上で事業費が10万円以上または共同施行者(2人以上)が実施する受益面積が50アール以上の事業を行う人。  
●補助対象となる経費：▼用排水路の補修に要する経費▼揚水施設および暗渠排水施設の整備に要する経費(揚水施設は新設のみ)▼農地の区画を整理、整理に要する経費。  
●補助率：補助対象経費の2分の1以内の額。  
※個人の場合は70万円、共同施行者の場合は100万円が限度。  
●この小規模土地改良事業により、事業を実施する場合は事業着手前に申請が必要です。  
※そのほか諸条件があるので詳しくは、左記まで。  
農政課振興班(☎内線375)。

「人権の花」感謝状贈呈および人権教室を実施

滝野小学校が平成24年度「人権の花」運動に参加し、人権思想の普及高揚に尽くしたとして、去る6月18日、同校にて千葉地方法務局佐倉支局長および佐倉人権擁護委員協議会長からの感謝状が渡邊人権擁護委員より滝野小学校長へ贈呈されました。



▲左から上條委員、岩井校長、渡邊委員

また、同日には4年生全員を対象に上條人権擁護委員による人権教室が開催されました。当日は、子ども達に人権のお話を興味深く聴いてもらうことができました。

市役所市民課戸籍班(☎内線232・233)。



▲上條委員(右)による人権の話に聞き入る滝野小児童のみなさん

8月から『特別警報』の発表を開始します

気象庁はこれまで、大雨や津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけてきました。

今後、より激しい大雨や大きな津波などが予想され、重大な災害による危険性が高まっていることをお知らせし、特別な警戒を呼び掛けるために、新たに「特別警報」を発表します。

特別警報の対象とする現象は「東日本大震災」、日本観測史上最高の潮位を記録した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成23年台風第12号」の豪雨などが該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は、数十年に一度といわれる非常に危険な状況にあります。屋外の状況や、避難指示・勧告などに留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

また、大雨などの被害を防ぐには、時間を追って発表される注意報、警報やその他の気象情報を活用して、早めの行動をとることがみなさんの命を守ることにつながります。

なお、特別警報の詳細は、気象庁ホームページ(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>)で確認する事ができます。

※詳しくは下記へ。  
気象庁銚子地方気象台防災業務課(☎0479-23-7705)。